

(金融庁)

事 項 名	20 年度減量・効率化の取組内容
本庁内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	金融庁行政効率化推進計画を踏まえ、通信研修等の職員研修や、政策評価の一層の推進に向けた政策効果や費用の測定等について、外部委託を行うほか、アウトソーシング及びリース・レンタルの一層の拡大について検討する。
総務企画局及び監督局における減量・効率化（自主規制機関の役割・機能の拡張・強化による監督局の合理化）	金融・資本市場に関する制度等の企画・立案に係る業務運営及び監督方針の作成、公表等による監督業務の効率化等により、平成 20 年度の総務企画局の定員を 3 人及び監督局の定員を 3 人合理化する。21 年度以降も他部局との連携、民間出身専門家等の採用、研修の充実、監督の着眼点の明確化等を推し進め、業務の効率化・合理化をする。
検査局における減量・効率化（金融検査評定制度的の本格導入に伴う合理化）	「金融検査に関する基本指針」に基づき、内部監査の有効性に応じ検証範囲等にメリハリを付け、また、個々の金融機関の業務内容等に応じ特定のリスクに焦点を当てるなど効率的な検査を実施するほか、財務局との連携強化等により業務の効率化を図り、平成 20 年度に検査局の定員を 6 人合理化する。21 年度以降も引き続き金融検査評定制度的の定着状況等を踏まえ、業務の効率化・合理化をする。
証券取引等監視委員会事務局における減量・効率化	証券取引監視について、証券総合システムの一層の活用によりデータ処理等の業務の効率化を図り、平成 20 年度に証券取引等監視委員会事務局の定員を 5 人合理化する。21 年度以降も引き続き、自主規制機関との密接な情報交換、民間出身専門家の採用や研修の充実、証券総合システムの活用等により、業務の効率化・合理化をする。
公認会計士・監査審査会事務局における減量・効率化	過去 4 年間の実績を積み上げた国内監査法人等に対する検査等については、研修等を通じた検査能力の向上や経験を踏まえた効率的な検査を実施することにより、平成 20 年度に公認会計士・監査審査会事務局の定員を 1 人合理化する。
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化（☆）	引き続き業務の見直し、効率化の推進を図ることにより、内部管理業務を見直す。 「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づく、金融庁業務ポータルサイトの構築による情報の利活用の促進等を行う。 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づく、金融庁業務支援統合システム（仮称）の構築等により、21 年度以降、定員を 16 人合理化する。 これらの取組により、平成 18～19 年度に 3 人、20 年度に 4 人合理化することを含め、22 年度末までに定員を 23 人合理化する見込みである。 以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏まえつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化を実施する。

--	--

(注) 事項名に (☆) がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。